

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を次のように告示する。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

- 一 株式会社NTTぷらら
- 二 ニフティ株式会社
- 三 ビッグローブ株式会社